

国家戦略特別区域基本方針の一部変更について

平成27年度与党税制改正大綱(抜粋)

◎ 平成26年度に創設した国家戦略特区の税制については、わが国の経済再生に大きく寄与する事業を支援する観点から、特定中核事業の追加等を行うとともに、今後、各区域における実際の事業の実施状況を見極めた上で、特区に認定されなかった地域とのバランス、地方創生や国際戦略総合特区等の他税制との役割分担や整合性等に留意しつつ、引き続き検討する。

なお、特区の事業が十分な効果を発揮するためには、国、地方公共団体及び民間事業者の緊密な連携が必要であり、事業推進のため、地方公共団体をはじめ地方における関係者の自主的な取り組みが求められる。

1. 起業・創業の促進

■エンジェル税制※の要件緩和【新設】※設立間もない一定の企業へ投資した個人に対する税制優遇制度

現行(一般制度)

- ①設立後、3年未満のベンチャー企業
②営業キャッシュフローが継続して赤字など

国家戦略特区における特例

- (1) **小規模企業** (おおむね従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下)
① 設立後、3年未満のベンチャー企業 (現行要件と同一)
② 一定の雇用増加かつ、売上高営業利益率2%以下 など
(2) **農業・医療・バイオ分野の中小企業**
① 設立後、5年未満のベンチャー企業
② 売上高営業利益率2%以下 など

2. 地方創生に資する研究開発の促進

■設備投資減税(特定中核事業)の対象事業の追加【拡充】

現行

《特定中核事業に対する国税措置》

※現行は、先端的医療のみが対象

○機械等を取得した場合の特別償却(即時償却)

○研究開発税制の特例(法人税)

即時償却に加え、減価償却費の20% (※) を税額控除。

(※) H27.4/1より全国措置の拡充に伴い、従来の12%から引上げ。

国家戦略特区税制の拡充

「革新的な情報サービスを活用した農業の生産性向上に係る研究開発」を特定中核事業に追加。

3. 国際ビジネス拠点の形成促進

■インターナショナルスクールの整備支援(設備投資減税の貸付要件緩和)【拡充】

現行

建物を貸付けた場合、整備事業者の施設整備費は設備投資減税の対象にならない。

(参考)

設備投資減税の概要

	機械・装置等	即時償却(特定中核事業) / 50%(特定中核事業以外)
①特別償却割合	建物等	25%
②税額控除割合	機械・装置等	15%
	建物等	8%

国家戦略特区税制の拡充

インターナショナルスクールに建物を貸付けた場合には、整備事業者の施設整備費を減税対象とする。

■民間再開発への土地供給者に対する軽減税率【新設】

現行(一般制度)

民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税

所得税: 本則15%、個人住民税: 5% 等

国家戦略特区における特例

区域計画に記載された特定事業に係る一定の民間の再開発事業の場合

所得税: 10%、個人住民税: 4% 等

国家戦略特別区域基本方針の一部変更について

〔平成27年 月 日〕
閣議決定案

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第5条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

第四の2④中、「及び規制の特例措置」を削り、「当該規制の特例措置」を「当該特定事業」に、「定められた規制の特例措置」を「定められた特定事業」に改める。

第五の3①ア) (a)中、「第1条」を「第1条第1号又は第2号」に改め、同(b)中、「医療分野」の次に「又は一定の農業分野の研究開発」を加える。

第五の3①ウ) 中、「受けるもの」を「受けるもののうち、先端技術を活用した医療等医療分野」に、「第15条第39項」を「第15条第41項」に改め、同エ) を同カ) とし、同ウ) の次に次のように加える。

エ) 土地等の長期譲渡所得に対する課税の特例

施行規則第12条に規定する事業に係る一定の公益的施設の整備事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合には、租税特別措置法及び地方税法に基づき課税の特例を適用できる。

オ) 特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

施行規則第13条に規定する事業を行う一定の株式会社により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法に基づき課税の特例を適用できる。

第五の3②を次のように改める。

②事業実施計画への記載事項

上記①の課税の特例措置（①カ）を除く。）を活用しようとする場合には、区域計画の課税の特例措置に必要な基礎資料として、活用しようとする課税の特例措置ごとに、施行規則第3条第1項から第3項までの各項に定める事業実施計画を作成するとともに、当該事業実施計画において、活用しようとする課税の特例措置、設備等の取得等に関する計画等が記載されていることが必要である。

第五の3③中、「の対象となる」を「が上記①ア) (a)、(b)、イ)又はウ)の場合であり、かつ、対象となる」に改め、イ) d)中、「概要」の次に「(①オ)の場合を除く。）」を加え、ウ) 中、「①エ)」を「①カ)」に、「第1条第1号又は第2号」

を「第1条」に改める。

第五の3④中、「ア) からウ) までの条件及び」を「ア) 及びイ) の条件並びに」に、「以下のエ)」を「以下のウ) の条件」に、ア) を次のように改める。

ア) (a) ①ア) (a)、(b)、イ) 又はウ) の課税の特例措置の場合には、当該課税の特例措置の対象としようとする事業が、施行規則第1条第1号又は第2号に規定する事業に該当し、当該事業の用に供する設備等が、区域計画に係る当該国家戦略特区内に新設等されるものであること。

(b) ①エ) の課税の特例措置の場合には、当該課税の特例措置の対象としようとする事業が、施行規則第12条の要件を、①オ) の課税の特例措置の場合には、当該課税の特例措置の対象としようとする事業が、施行規則第13条の要件を全て満たすものであり、当該事業を行う株式会社が、施行規則第14条の要件を全て満たすものであること。

第五の3④中、イ) を削り、ウ) をイ) とし、エ) をウ) とする。